

## 公益財団法人日本セーリング連盟 倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の評議員、役員等、専門委員会委員及び職員（以下、「役・職員」という。）及び連盟会員、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）及びその活動に関与する者の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (役・職員の範囲)

第2条 この規程において、役・職員とは、連盟定款第11条に規定する評議員、同第21条に規定する理事・監事、同28条に規定する名誉会長等、同第38条規定する専門委員会委員、同第41条に規定する催行審判員会員、同第47条に定める事務局職員をいう。

### (役・職員及び連盟加盟団体等及びその活動に関与する者の基本的責務)

第3条 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、連盟定款第3条に規定する「目的」を達成するため、連盟の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

### (役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者の遵守事項)

- 第4条 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、暴力、セクシャルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 2 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  - 3 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
  - 4 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
  - 5 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

### (倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、連盟に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会は、連盟常任委員会がその任にあたる。
- 3 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

### (役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者がこの規程に違反した場合の対処等)

第6条 役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役・職員及び連盟会員、連盟加盟団体等及びその活動に関与する者がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、連盟関係諸規程に基づき、厳正に必要な措置をとるものとする。

2 前項の職員に関する対処は、連盟職員服務規程の定めに基づき厳正に取り扱うものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年 3月 2日から施行する。
2. この規程は、平成25年6月15日改訂施行する。